

岡山大学ヨット部運営委員会 規約（会則）

（名称）

第1条 この会は、岡山大学ヨット部運営委員会（以下本会）という。

（目的）

第2条 本会は、岡山大学ヨット部への支援を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 1) 岡山大学ヨット部への支援についての企画、立案、実施
- 2) 岡山大学ヨット部の監督、副監督、コーチ等の指導者の選定
- 3) その他、岡山大学ヨット部への支援に関する活動

（構成）

第4条 本会には本会を代表・統理する代表運営委員を置く。代表運営委員は、岡山大学ヨット部顧問、岡山大学ヨット部OB飛沫会会長とする。

2) 本会の委員構成は、次のとおりとする。

岡山大学ヨット部顧問、岡山大学ヨット部OB飛沫会会長
岡山大学ヨット部主将
岡山大学ヨット部監督
代表運営委員が必要と認められた者。

（事務局）

第5条 本会に事務局を置く。

- 2) 事務局は、運営委員会に関わるすべての事務を総括する。
- 3) 事務局は、運営委員会が委嘱するものにより構成し、代表として事務局長を置く。
事務局長は、代表運営委員の指名による。
- 4) 事務局は、岡山大学ヨット部に置く。

（顧問）

第6条 本会に顧問を置くことができる。

- 2) 顧問は、運営委員会が委嘱する。
- 3) 顧問は、運営委員会に勧告・助言を行うことができる。

（監査）

第7条 活動内容の監査は、代表運営委員の委嘱する監事が行う。

- 2) 年度を全日本学生ヨット選手権大会翌日より次年度全日本学生ヨット選手権大会までとする。

（発効）

第8条 本規約は、岡山大学ヨット部顧問、岡山大学ヨット部OB飛沫会会長の了承を得て、岡山大学ヨット部及び岡山大学ヨット部OB飛沫会の承認とし発効する。